

国民民主党の源馬謙太郎です。

私は会派を代表して、ただいま議題となりました「民法の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論させていただきます。

まずはじめに申し上げますが、成年年齢を二十歳から十八歳に改めること自体、あるいは、女性の婚姻適齢を十六歳から十八歳に改めること自体に反対するものではありません。

国民投票法、公職選挙法において投票できる年齢が十八歳に引き下げられ、若い世代の声が政治や社会の決定に反映されるようになり、そのことによって若い世代の社会参加を促すことは我が国にとって大切なことだと考えますし、その若者が一人の大人として自立し、それに伴う責任をもつ年齢が引き下げられることはいたって自然なことではないかと考えます。

しかしながら、約 140 年ぶりという大きな変化をもたらすわけですから、社会の混乱がないように、他の社会制度と整合性が取れるように、そして国民全体、とりわけ当事者となる若者の意識が高まるように、環境の整備が重要になります。また、成年年齢を引き下げるということが当人たちにとっても、日本にとっても何がどう変わりどんな意味を持つのかも含めて議論を深める必要があると考えます。

法制審議会による平成 21 年の「民法の成年年齢の引き下げについての意見」のなかで、「選挙年齢が 18 歳に引き下げられることになるのであれば、18 歳、19 歳のものが政治に参加しているという意識を責任感を持って実感できるようにするためにも、取引の場面などの領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である」と、成年年齢の引き下げ自体については適当であるとしています。

しかし同時に、「引き下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大などの問題点を解決する施策が実現され、かつそれらの施策の効果が十分に発揮されていること、そしてそれが国民の意識として現れていること」という 3 つのハードルが必要だとしています。

はたしてこれらの条件はクリアされ、引き下げの環境は本当に整備されたのでしょうか。

○まず、施策が実現されたかどうかです。

例えば、もっとも影響が危惧されている消費者被害が新たに成年となる 18 歳 19 歳に拡大しないか、という点です。消費者契約法の改正により少し前進はしたものの、その対象となる類型があまりにも限定的で、これまで未成年者取消権で守られてきた若年者を救うことは困難です。現在の消費者被害の件数は、成年である 20 歳を超えると激増しているのは、それ以下の若者が未成年者取消権で保護されてきたためです。この未成年者取消権で

守られている 18 歳 19 歳の若者を、消費者被害から守る手立てが担保されているでしょうか。

離婚した夫婦間の養育費についても、成年年齢が引き下げられたのだからと養育費の支払いが事実上 18 歳に短縮されてしまうといったことになりませんか。そういう事態について、成年年齢と養育費の関係性は整理されているのか、関係ないのであればそれが周知徹底されているのかどうか、対策はいまだ取られていません。

○一方で、一部施策化しているものもありますが、2 つ目のハードルである「その効果が十分に発揮されているかどうか」です。

例えば、消費者教育についてです。

学習指導要領が改定され消費者教育の充実が盛り込まれてきました。しかし、この新学習指導要領が高校で実施されるのは 2022 年度の予定で、これは成年年齢引き下げが施行される年です。

その年に 18 歳の成年となる学生たちに、その年からようやく消費者教育が充実されるのでは、施策の効果が発揮されたかどうか、以前の話です。

○こういう状況ですから、その効果が国民の意識として現れている状況には当然至っていません。

2013 年に内閣府が行った成年年齢に関する世論調査では、「18 歳 19 歳の者が親などの同意なしに高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に、実に 79・4% が反対しています。実際に対象となる 18 から 19 歳の世代では 85% が引き下げの議論すら知らず、半数が関心がないと回答しています。

このように、3 つのハードルがどれもクリアされていない状況で、成年年齢引き下げを 2022 年に行うのは、法制審の意見に則してみても時期尚早ではないかと考えます。

他にも論点はいくつかあります。

2015 年の公職選挙法改正時の附則第 11 条に従い、昨年には少年法についても法制審に諮問されました。

法務委員会における政府からの答弁では、「成年年齢の引き下げが論理必然的に少年法適用年齢の引き下げには繋がらない」との答弁がありましたが、自立と責任をもつべき年齢が 18 歳となれば、むしろ論理的に考えれば、少年法も引き下げるべきだ、という意見を退けることの方が困難ではないかと思いますが、この点についても整理ができていないまま成年年齢だけが先行してしまっています。

加えて申し上げれば、自立し自らの行動や契約にまで自己決定権とその責任を持たせる成年になっても、お酒や煙草はなぜだめなのかも整理ができていません。そもそも政府からの答弁では、世界的に見ても成年年齢は18歳が国際スタンダードなのだという論点がありました。世界的に見れば成年年齢よりも飲酒喫煙ができる年齢が低い国が多数ですが、ダブルスタンダードではありませんか。率直に理解に苦しみます。

高額な商品をローンを組んで買ったり、クレジットカードを作ったりの判断はできる18歳が、競馬や競輪などの公営ギャンブルは20歳からでないと判断できない。

公認会計士や医師免許、10年パスポートは18歳で取れるのに、大型中型免許は20歳までとれない。

繰り返しますが、若い世代が自立し、自己決定権を持ち、社会参加し、これからの日本の中心になっていくことには賛成です。しかし、個別に対象年齢を決めることでかえって矛盾が生じるのではないのでしょうか。

結局、成年になるということはどんなことなのか、という議論が尽くされていないのだと思います。成年の定義とは、消費者契約ができるようになる年齢、ということではないはず。そうした経済的な自由と自立のみならず、自らの行動の自由とそれに伴う責任、投票し社会に参加する資格と責任を持つことなど、それらが本当の意味での成年、大人になるということではないのでしょうか。

若者を成年として扱うというときには、もちろん結局どこかで線は引く必要があります。

何歳から大人として扱い、自立を促し、社会参加とともに経済活動の自由を与え、そして責任を持たせるのか、という骨太の議論をすべきだと思います。この国が、どこからを大人とするのか、若者に、責任と自立を与えるのか、そこをぜひ議論したいと思います。

同時に、成年と未成年の線が引かれることで生じる問題点や懸念などをからどうやって若者全体を守っていくのか、その整備を先にしていくべきです。

こうした議論がまだまだ十分進んでいない現状において、民法上の成年年齢だけが引き下げられることは、本当の意味で若者を自立させ、将来の国づくりの中心になってもらうことにつながらないのではないかという懸念を表明し、反対討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。